伊勢市公報

第 70 号 平成 20 年 10 月 6 日 月 曜 日

	頁
公平委員会規則 ○ 伊勢市職員団体の登録等に関する規則の一部を改正する規則	2
・	_
○ 伊勢市市税収納特別対策委員会設置規程の一部を改正する規程	4
消防本部訓令	
○ 隔日勤務に服する消防職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
告示	0
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について○ 道路の区域変更について	8 9
○ 道路の供用開始について	10
上下水道事業告示	10
○ 伊勢市指定給水装置工事事業者の指定について	11

伊勢市職員団体の登録等に関する規則の一部を改正する規則をここに公 布する。

平成 20 年 9 月 18 日

伊勢市公平委員会委員長 牛 場 ま り 子

伊勢市公平委員会規則第1号

伊勢市職員団体の登録等に関する規則の一部を改正する規則 伊勢市職員団体の登録等に関する規則(平成 18 年公平委員会規則第 10 号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「法第54条」を「職員団体等に対する法人格の付与に関する法律(昭和53年法律第80号)第3条第1項」に改め、同条第2項中「法第54条」を「職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第3条第1項」に改める。

様式第5号及び様式第6号中「地方公務員法第54条」を「職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第3条第1項」に改める。

附則

この附則は、平成20年12月1日から施行する。

伊勢市市税収納特別対策委員会設置規程の一部を改正する規程を次のよ

うに定める。

平成 20 年 9 月 26 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市訓令第8号

伊勢市市税収納特別対策委員会設置規程の一部を改正する規程 伊勢市市税収納特別対策委員会設置規程(平成 17 年伊勢市訓令第 20 号) の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「15人」を「10人」に改め、同条第2項中第2号を削り、 第3号を第2号とし、第4号から第7号までを削り、第8号を第3号とし、 第9号から第15号までを5号ずつ繰り上げる。

第4条中第2項中「会計管理者」を「財務政策部長」に改める。

附則

この訓令は、公表の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

隔日勤務に服する消防職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する 規程を次のように定める。

平成 20 年 9 月 19 日

伊勢市消防長 西 田 恒 郎

伊勢市消防本部訓令第6号

隔日勤務に服する消防職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正 する規程

隔日勤務に服する消防職員の勤務時間等に関する規程(平成 17 年伊勢市 消防本部訓令第8号)の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「毎8日間につき2日及び52週間につき13日」を「毎4週間につき8日」に改める。

附則

(施行期日)

1 この訓令は、平成20年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令による改正後の隔日勤務に服する消防職員の勤務時間等に関する規程(以下「改正後の訓令」という。)の規定にかかわらず、改正後の訓令により平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間において消防職員の勤務日数に不均衡が生じる場合は、任命権者は、他の職員との均衡上必要と認められる限度において必要な調整をすることができる。

伊勢市告示第67号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、 鹿海町自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第10項の規定 により告示します。

平成 20 年 9 月 17 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 代表者の氏名及び住所

変更前 藪 谷 茂

伊勢市鹿海町 320 番地

変更後 奥野 美男

伊勢市鹿海町 1249 番地 3

伊勢市告示第68号

道路の区域変更について

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のように道路の区域を変更しました。

平成 20 年 9 月 24 日

伊勢市長 森 下 隆 生

道路の 種 類	路線名	区間	新旧 の別	敷地の幅員 メートル	延長メートル
市道	小俣明野 11 号線	小俣町明野 1538 番4地先から	旧	4. 0	50.8
川, 但		小俣町明野 1585 番1 地先まで	新	4.0~7.5	52. 6

区域を変更表示した図面を縦覧する場所および期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持課

縦覧する期間 告示の日から2週間

伊勢市告示第69号

道路の供用開始について

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のように道路の供用を開始します。

平成 20 年 9 月 24 日

伊勢市長 森 下 隆 生

路線名	供 用 開 始 の 区 間
小俣明野 11 号線	小俣町明野 1538 番4地先から
	小俣町明野 1585 番1地先まで

供用開始の期日 平成20年9月24日 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間 縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持課 縦覧する期日 告示の日から2週間

伊勢市上下水道事業告示第 31 号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 17 号) 第 5 条の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しましたので、告示します。

平成 20 年 9 月 30 日

伊勢市長 森 下 隆 生

指定 番号	事業者名	所 在 地	指定年月日
287	株式会社 増川配管設備	津市河芸町千里ヶ丘38番 地7	平成 20 年 9 月 18 日
288	尾上管工業	松阪市上川町3113番地1	平成 20 年 9 月 19 日